

# 第44回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成23年7月21日(木曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会議務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (5名)	町長	庵道典章	副町長	高見俊男
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	平井隆樹
	住民課長	谷口行雄		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

日程第1．会議録署名議員の指名

日程第2．会期決定の件

日程第3．報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて  
専決第19号）

日程第4．発議第4号 原発からの撤退を求める意見書（案）

日程第5．議案第82号 和解について

日程第6．議案第83号 平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出について

---

午前09時30分 開会

議長（矢内作夫君） はい、それでは、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第44回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労様でございます。

まあ、心配をしておりました大型で強い台風6号も、わが佐用町には、雨風共に、大きなこう、影響もなく通過をしてくれました。まあ、安堵しておるところであります。まあ、しかしながら、西日本、東日本の太平洋側におきましては、暴風、または豪雨によりまして、各地で大きな被害が出ております。まあ、被災された地域の皆様にお見舞いを申し上げますと共に、1日も早く復興されますことを祈るところであります。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、専決処分の報告など4件であります。

何卒、議員各位には、ご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますように、お願いをいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） どうも改めまして、おはようございます。

6月の定例議会の後ですね、直ぐにこうして、臨時議会の開会をお願いをして、申し訳ございませんけれども、今日は、早朝から全員ご参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

まあ、今、議長からもあいさつありましたけれども、台風6号、大変な、超大型ということですね、大変心配をいたしましたけれども、まあ、コースが東側を通ったということだと思えますけれども、四国、また、紀伊半島においてはですね、記録的な、1日雨量が800ミリを超えるというようなですね、ちょっと、これ本当に考えられないような、まあ、豪雨が降りですね、風も非常に強い所もあったようです。

幸い、本当に、当兵庫県、私達佐用町の方はですね、四国や紀伊半島の、いわゆる風裏に入ったような形で、ほとんど雨も風の影響もなくですね、無事通過をしてくれて、本当にありがたい。助かったというふうに思っております。

しかしまあ、今回の6号については、まあ、こういうふうなコースを取りましたけれども、未だ、7月ということですね、これから8月、9月、10月、これからは台風の本格的な発生するシーズンでもあろうかと思えます。まあ、こういう台風、自然ですから、今年、どれくらい発生するか分かりませんが、何とかまあ、佐用町の方に、今、工事の、災害復旧工事が途上でありますので、特にまあ、何とか、コースがそれるようなということを祈りながらですね、警戒をしていかなければならないというふうに思っております。

ます。

さてまあ、本日の議会につきましては、皆さん方に、大変ご心配をおかけしました、職員、現業職員とのですね、労使紛争、それに伴う、その収拾をするためのですね、和解が整いましたので、その和解案をご承認をいただきたいということと、また、東日本の大震災に対する、今、支援を行っておりますけれども、だいたいまあ、当初、7月いっぱいぐらいを目途にですね、考えて、当面の支援を考えておりましたけれども、未だ、避難所等についてもですね、全てが解消できないというような状況で、現地からの要請もございませう。まあ、そういう中で、県とも調整しておりますけれども、当面の、未だ支援をですね、継続をしていきたいということで、その経費を、ひとつ予算化させていただきたいということでの、議案でございます。

後はまあ、収集車が、ちょっと屋根に引っ掛けて、スレートの屋根を壊したというようなことがありまして、その修繕に伴う国家賠償法に基づく補償というような形で、わずかな金額ではありますけれども、そういう、きちっとした手続きを取らしていただくというこの議案を提案をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 　　ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより第44回佐用町議会臨時会を開会をいたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、各関係課長であります。

これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。

2番、新田俊一君。3番、岡本義次君。以上の両君にお願いをいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（矢内作夫君） 　　続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日7月21日の1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第19号)

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3に入ります。

報告第3号、専決処分の報告について、専決第19号、損害賠償の額を定め和解することについて、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第3号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成23年6月28日午前9時5分頃、末廣地内久保集落内のごみ集積所において、クリーンセンターの環境整備員2名がごみ収集のため、塵芥車を集積所前に駐車しようとした際、運転を誤ったことにより集積所スレート屋根の軒部分に車輛左後部が接触し、同屋根の一部が損傷する損害を与えました。

損害賠償額等、相手方と協議の結果、国家賠償法に基づく損害賠償として、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） あのですね、実際のまず、修理された所は、もう、確認済みなのかということと。その、車の方の損傷ですね。それは、どうだったんですか。以上、2点、お願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） ただ今の質問ですけども、一応、保険対応しまして、屋根の修繕は終わっております。

もう1つ、何だったかいな。

〔「自動車の」と呼ぶ者あり〕

住民課長（谷口行雄君） 自動車の方は、パッカー車ですけども、パッカー車本体の上に、ステップで、テレビカメラ、バックのテレビカメラが付いておりまして、そのパイプが当たっておりますので、自動車の損傷はありませんでした。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 金額は、さほどですね、高くはないと思いますけれど、これらの事故は、やはりちょっと、気の緩みがあったんじゃないかと思います。ですから、これらが、今後、起こらないようにするためにはどうするかというようなことも踏まえて、されたんかどうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） おっしゃられるとおり、気の緩みみたいな形です。毎日、毎日、同じ所行って、やっておる関係上、本当はこう、そういうことあってはならないんですけども、やはり気の緩みがあったように思います。  
まあ、本人2人も呼びまして、始末書等も書かせてもらいました。それで、こちらからも、きつく厳重注意しております。今後、そういうことがないように、よく指導していきたいと思います。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと、詳しいこと、僕、分からないんですけども、ちょいちょいこう、事故と事故と、いろいろとあるわけなんですけれども、保険に入っているから、もう保険で直しましたとか、そういう話が多いわけなんですけどもね、気の緩みか何か分かりませんが、不注意で、そういう事故があった場合、その車を運転されておった方ね、人なんかは、全然その、損害言うんですか、弁償金とか、そういった過料というようなものは、ないわけなんですか。ちょっと、そのへん、お伺いしたいんです。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。えっ、あっ。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 事故が起きた場合、まず、事故報告書を、起こした職員から、事故報告書を提出させております。事故の内容について、総務の方で、その運転している職員を、今回の場合でしたら、総務の方に呼び出して、その状況を把握させていただいてます。

その中で、今、住民課長が説明しましたように、今回の場合は、処分として、職員のまあ、不注意が原因ですので、処分として、今回の場合は、口頭での嚴重注意という形の処分をさせていただきました。

で、その求償ですけれども、町が、損害賠償をするということは、町に損害を与えているわけですから、それに対する、その起こした職員への求償ですけれども、それにつきましては、国家賠償法、あるいは地方自治法の中で、重大な過失、あるいは故意というような場合は求償ができるということになっております。今回の場合は、そういった重大な過失、あるいは、故意ということは認められないような状況でしたので、処分としては、嚴重注意という形にさせていただきました。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、1点だけ。この総合保険の関係ですけれども、6月28日に事故が起こって、それで、まあ、町条例で、その、50万以下は、専決できるということですから、何ら、手続き上、問題ないんですけれども、28日に事故が起こって、7月5日提案の、この専決処分議案として、出されているということですね、実際問題、その総合保険に照会して、実際もう、金の下りるのに、どのくらいかかるのかね。だいたいもう、この一週間かそこらで、お金がおりるといようなことになるんかどうか。もう修理終わっているそうですけれども、支払い終わっているのかどうか。そのあたりの内容について、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 保険につきましては、町の車両保険の対物保険に入ってます。まあ、それに対応するということで、この対物保険につきましては、直接、保険会社の方から、修理工場の方に、修理した工場の方に支払うという形になってます。

で、その中で、その会社と、それからまあ、相手方、自治会になりますけれども、その示談というんですか、そういうものが成立すれば、そこで支払いがされるということになっています。

まあ、当初の住民課の対応の中では、地元についても、その、修理をすればということで、理解は示されておりますので、この保険金が、そういった示談が成立して支払われれば、町の方に報告があるという形になります。

その、まだ来てませんので。はい。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 今、住民課長が、まあ、今後、始末書も取り、指導していくという回答でございましたけれど、やはりですね、もう一步踏み込んで、例えば助手が乗っておるわけでございますんで、先に助手が降りてね、バックするときは、まあ、笛でも吹いて、後ろに人がいないか、物が置いてないかも含めて、そういう誘導をするというようなことを、今後ですね、やっていくような格好の中でですね、そういう措置も決めてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） すいません。言葉足らずで、今、岡本議員、おっしゃられたとおりでございます。2人体制でやってますので、本当は、先に助手が降りて、バックする時には、何か、後ろにないかとか、上下とか、左右見て、それは、安全確認しながら、主の運転手がしていく。それは、今も言いましたように、ちょっと言葉足らずでしたけれども、指導しております。はい、今後とも、そういうことで、要注意していきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。  
それでは、ないようですので、これで質疑を終結をいたします。

---

#### 日程第4．発議第4号 原発からの撤退を求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） 続いて続いて日程第4、発議第4号、原発からの撤退を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第4号について、提出者の説明を求めます。16番、鍋島裕文君。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。では、原発からの撤退を求める意見書（案）の提案説明を、意見書案の朗読と、若干の補足説明でさせていただきます。

意見書案は、福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにした。

現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものである。原発は莫大な放射性物質、死の灰を抱えているが、それをどんな事態がおきても閉じ込めておく完全な技術は存在しない。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたってもその影響は及ぶものである。

そうした原発を、世界有数の地震・津波国であるわが国に、集中的に建設することは危険きわまりないことである。日本に立地している原発で、大地震・津波にみまわれる可能性がないと断言できるものは一つもない。よって、国におかれては、原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

この原発撤退を求める意見書の主な理由は、福島第一原発事故が示したように、ひとたび原発事故が起こり放射性物質が、大気中や地下水、海水に流出すれば、今の人間の技術では、これをコントロールできる術がないことであります。

まず、事故自体も飛行機事故や自動車事故などとは比べものにならない異質なもので、その事故の影響は、空間的には、限りなく広大な地域に被害を与え、時間的な影響は、数十年どころか、いくら短く見ても、数百年にわたって、晩発性被害の恐れがあり、地域社会そのものも破壊されるという、他に例のない事故であり、他の事故とは桁違いのリスクを負うものであります。

そして、今の原発技術は、本質的に未完成で危険なものであるということでもあります。その最たるものが、核エネルギーを取り出す過程で、莫大な放射性物質、即ち、死の灰を生み出し、この死の灰を、完全に原子炉内部に閉じ込めておく技術はないということでもあります。

これらの理由から、世界的にも、国内世論も、原発からの撤退を求める声が高まってきております。

しかし、今回の意見書は、今直ぐ、原発から撤退せよと求めているものではありません。国内、全電源量の 25 パーセントを占める原発電源を、社会的混乱を避けて、自然エネルギーに替えていくためには、政府がまず、原発撤退の意思を明確にして、現在、9 パーセントを占める水力などの自然エネルギーを早急に 2.5 倍にする計画を立てて、原発撤退のプログラム作成を求める意見書であります。この真意をご理解いただき、賛同願いますことをお願いし、提案説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、発議に対する提出者の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15 番、西岡君。

15 番（西岡 正君） この意見書についてはですね、大変大事な意見書であると思うことは、十分思っておるわけですが、先ほど、鍋島議員の方から原子力発電の依存率が 25 パーセント、このように言われております。

企業におきましてはですね、今、電気の需要の少ない土日仕事をしたりとですね、そういうような状況でやられておりますけれども、これは、何年も、いつまでも続くものではない。

まあ、今年いっぱいぐらいは、そういう状況が、忘れられですね、元の状況になってしまうのではないかと、今、気持ちもあるわけでありましてけれども、まあ、そんな中で、お尋ねしたいのは、今の言われている、その電力不足ということを考え、まあ、中に話がありましたけれども、直ぐに止めというものではないということなんですが、やはり、その、今の電力を、どのような状況に戻していくのかというのは、大事なことでありま

すので、その点も含めて、どのような形の中で、補っていけるのかということをお尋ねしたいと思うんですが。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ今、大事なこれね、指摘であり、全国的にね、原発は危険なものだけれども、後のエネルギーどうなるんだという心配がある。もう、これは当然のことです。

それで今、質問者も言われましたように、まずその、原発自体がね、どれだけリスクがあって危険なものであるか。だから、撤退しなきゃいけないという点は、是非、踏まえていただきたいというふうに思うんですね。

で、後のエネルギーをどうするかという問題ですけども、当然のことながら、今の企業の電力不足、社会的な電力不足、これはね、やはり社会的な混乱を避けるという立場に立って、解決していかなくちゃいけないというふうに、これは、提案説明で、述べさせていただいたところでもあります。

だったら、どういうエネルギーに替えていけるのかという点でね、まず具体的に挙げられるのは、これは政府の試算ですけども、環境省なんかが、公式見解出しているのはね、今、日本にある自然エネルギーのポテンシャル、つまり太陽光、風、それから水力ですね、それから地熱等ですね、これらが、今の技術ですよ。今の技術で、どのくらいの導入ポテンシャルがあるのかという試算を出しております。で、今の技術でもね、つまり逆に言うたら、予算をつければの話ですけども、技術でも、今の原発、54 基分の 40 倍、つまり、2 億キロワットのね、電力が、今の技術でも確保できるというんですね。

だから、今の原発 54 基の 40 倍ということは、今の日本の全電源量というのが、約 9,600 億キロワット時ですから、年間ですね、これの 12 倍ほど。12 倍ほどが、今のポテンシャルとしてあるというふうに、政府は試算を出しております。

ということはね、この自然エネルギーの活用の予算を爆発的に付けていってね、活用していくならば、当面、今の 9 パーセント。9 パーセント言うたって、水力は 8 パーセント、1 パーセントですけどね、太陽光等の、これを 2.5 から 3 倍近くにね、引き上げることは、可能なことだというふうに見ております。

で、これが、いつまでにできるかということはね、これは、10 年になるか、そのあたり、どのくらい見るかというのは、その推移を見ながら、勿論、国民の議論も、合意を取る形でね、期限は決めていく必要があるだろうというふうに思うんです。

で、ただ問題は、今の原発は危険なものだから、これを撤退を決意してね、決意したからには、自然エネルギーのための予算を、今の、今の政府は、原発事故起こるまでは、この少ない自然エネルギーの予算を、事業仕分けで、更に削減してきたんですね。こんなことはやめてね、やはりきちっとした予算を付けていく。そうすればね、代替エネルギーの充足は可能だというふうに思います。

要は、原発、危険な原発を撤退する。まず、そういった姿勢を示す。そこから、そういう方策が見えてくるというふうに考えております。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15 番（西岡 正君） 今回の事故においてですね、今まで止めていた火力発電所を稼働させるというような状況の話も報道されておりましたし、現実的に、そうされておるんだと思うんですが、風力の問題にしてもですね、風が多すぎてもなくても駄目だという問題がある。そして、また、水力にも、水力が一番クリーンなエネルギーだと言われておりますが、これにしても限りがある。まあ、特に、今、ダムを作らないというような状況がありまして水力には頼れない。太陽光の話もありますが、太陽光にしても、太陽が照っていなければ駄目だというような話も出ております。

そうした中で、どうして、その電力を賄えるのかという、非常に今、心配でありますから、その点をお尋ねいたします。

次にですけれども、このままの状況で進みますとですよ、当然、日本の国の経済が非常に悪化する。いわゆる資源のない。資源を買って、加工して、工賃だけで頼っている日本の国の経済が成り立たない。そういう状況からしますとですね、今ここで、即ちですね、即ちというのはまあ、猶予があると言われておりますけれども、そういう状況からして、私自身考えます時に、いわゆる企業が海外へ流出するとか、あるいは企業の業績が伸びないとか、日本の国の、いわゆる税収が上がらないとかいうような状況が起きた時にですね、その、わが町においてですね、地方交付税とか、あるいは福祉の関係にしてもですよ、国の方から、また、県の方から頼っている状況も多々ありますが、そういうものに影響してくると。そういう状況考えました時にね、今直ぐ、ここで反対するということは、私は、ちょっとでき兼ねない。

今、言われるように、将来に向かってされると言うておりますけれども、今ここで、したら、反対だという声も非常に言いにくい点が、まあ、ございます。

そういう状況でありますので、そういう状況も十分考えられておるのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まず、あの、経済や財政に与える問題であります。

確かにあの、今までね、原発は、いわゆる単価が安いんだということですね、まあ、いわゆる非常に安上がりの電源ということになってきました。そして、CO<sub>2</sub> は出さないということですね、クリーンなことだということだったんですけども、それが、今回の3月11日、午後2時46分のね、三陸沖を震源とする、この地震。この地震、津波によって、福島第一原発の、あの1から3号機が緊急停止して、そして、いわゆる冷却系が作動せずね、炉心の、作動せずに、メルトダウンを起こして、こういう深刻な事態になったという、この経過ですね。これはね、こんなこと、初めから計算に入れてないんです。この単価計算。原発の単価。原発というのは、そんな事故が起こらないものだというのがね、いわゆる新聞等で安全神話言うんですけども、これが今まで、原発の、考える、単価を決定する場合もそうだけれども、考え方。

ところが、一旦、この事故を起こるとね、どれだけのリスクを負うかという。今でも分かりませんよね。このリスクに、原発被害によって、どれだけの被害額が出るということにはね。まあ、10兆とも15兆とも、いろいろ言われているけれども、1つの原発の事故で、これだけ多くの税金や、また、東電の資本をつぎ込まなきゃいけないリスクをですね。

だから、むしろ原発が1つ、一旦、事故を起こればね、日本の経済、財政をね、ほんま

に酷い状況に落ち込むと。陥れるというのが、この福島第一原発事故のね、1つの教訓だというふうに思います。

それで、だったら、その後のね、自然エネルギーの関係。確かに今、太陽光や風力や地熱や、それから木質バイオマスとか、いろいろ言われているけど、頼りないというふうに思われる。当然だと思っんですね。今の状況では、頼りないんですわ。だって。全体で、1パーセントないんですからね。（聴取不能）時点では。

だけど、これはね、今言うたように、しかし、本当にね、今の日本の、この自然エネルギーの資源を考えるならば、これは、世界でも有数と言われておるんですよ。それは、政府自体が、試算でも、環境省の報告でもね、この2億キロワットという電力をね、自然エネルギーで見ているわけですから、これは、それだけの豊富な資源に恵まれている。ここをね、やはりきちっとした予算をつけていけばね、これは、むしろ、この自然エネルギーをすることによって、地方自治体なんかでは、雇用の創出や、それから地方自治体への交付金、こういうふうなものを増やしていくなればね、むしろ経済、財政を活性化していく側面がある。これは、ひとつ見ておかなければならないというふうに思っんです。

それで、あえて言うならば、今の電気代に上乘せされている。約2パーセントほどね、電源開発促進税というのが、どの家庭も上乘せされています。毎月150円ほどですか、取られておるんですけれども、このお金は、どこに行かれておるかと言ったら、これは全てね、原発推進なんです。原発の電源立地交付金という形で、全てじゃないですけれども、そのほとんどが、自治体に支出されている。そういうお金をね、いわゆる自然エネルギー開発する自治体に交付していく。太陽光設置すれば、これだけの、3,500億円ほどですか、今で、これらの金をね、十分に活用して、自治体に交付していく。そういう雇用に創出していく。こういうことがね、十分考えられるというふうに思います。

まあ、これはね、実際、そういうふうになってないから分かんと言われるか分からんけれども、ただ、確認して欲しいのは、日本というのは、今の技術でも、それほどの自然エネルギーを電源に替えるポテンシャル持っているんだ。潜在能力持っているんだ。これは、政府が、そのように試算でも出しているんだという、この点が1点です。

それから、電源開発促進税というのは、もう具体的に、これは、今、集めてますから、電気代に上乘せしてね、これを、やっぱり今回の太陽光の買い取り、全量買い取りにしても、そのお金を充てていくとかです。3,500億円というたら、巨大な金ですから、これらの金を使っていくという工夫をすればね、私は、代替エネルギーも、直ぐにではなくてもね、一定、期限を決めて追及すれば、用途は立ってくる、このように思います。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 意見書に、真っ向から反対するような、あれはないわけなんですけど、今、西岡議員から言われたとおり、いろんな問題があるわけなんですけれども、勿論、自然エネルギーということで、今あの、鍋島議員から説明がありましたんですけれども、実際問題、ここに書かれてあるとおり、非常にこう、そういう見込みがある日本ではあるかと思っんですけれども、災害の見込みも多くあるわけなんです。地震によって、せっかく作った、地熱対策とか、ダムとか、まあ、何と言っんですか、いろんな、そういう物つくったとしても、雨や風や地震や、もしくは津波等で破壊されてまうというような感情

もあるわけなんですよ。リスクは、それはもう、原発の方が、ずっと大きいわけなんですよけれども、そのへんの費用の関係ね、非常に詳しくお話されておったんで、そういった所に投資する費用、それから、原発を止めてね、それを全部収束させて、放射能のついた物をね、どっかにこう埋設するんか、投棄するんか、分かりませんが、そういった費用、跡地の問題等、いろいろと、放射能あれば、どういふふうにするんかというふうな、そういうふうなことも考えてのこれ、ご意見でしょうか。ちょっと、お伺いしたいんです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと、あの、まず、災害問題はね、これはもう、原発に限らず全てのね、そういう水力、ダムにしてもね、一旦災害に遭えば、いろいろ被害を受けるという、これはもう当然のことだと思います。

これはまあ、新田さんも言われたけれども、やっぱり同じ災害を受けたとしてもね、一旦事故を起こしたら取り返しのつかないリスクを負う原発災害と、まあ、ダムや、そういう火力発電所、それから、そういった太陽光発電ですね、これらの災害というのは、もう比較にならなほどの、リスクの違いがあるというふうに思います。

で、それで、後、今回の問題で、一番大事な問題は、いろんな考え方はあるけどもね、福島原発事故が起こって、もう事故が起こったら大変なことになるというのは、これはもう、全国民が確認した内容ですね。それが、日本、今、54基言われておるんですけども、この地震国、津波国のね、日本に林立していると。設置されていると。こういう事態はね、これ異常だと。今、この事態をね、やっぱり何とか、改善しなきゃいけない。まあ、本当は、直ぐ撤退したいけども、社会的混乱を避けるためにはね、一定の期限を決めて、そういった代替エネルギーの確保を図りながら、進めていく。ここが、この意見書の一番大事な問題であります。

それから、後、使用済み核燃料の問題。死の灰とも言いますけれども、もうこれね、今、大変な事態なんですよ。つまりね、使用済み核燃料というのは、とにかく、例えば、100万キロワットの1基の原発がね、稼働すれば、1年間で、どのくらいの死の灰が溜まるか言いますとね、広島型原爆の、1年間で1,000発ですよ。だから、54基全て稼働すれば、5万4,000発のね、広島型原爆の死の灰が、毎年蓄積される。単純計算ですよ。ということになります。

で、今、この、だったら、高レベルの放射性廃棄物ですね。これを、どういう形で貯蔵しておるかと言いますとね、持って行くところないんですよ。だから、原子炉内に、貯蔵プールでね、もう今回も、福島原発で、例の貯蔵プールの問題が出てきましたけれども、あの中で、使用済み核燃料、これはもう、1つの元素がね、半分になるのが、一番長いやつで、半減期言うんですけど、一番長いやつで、45億年ですね。これはウランという物質なんですよけれども、それから、10万年とか、一番短いので、いわゆるヨウ素131の8日とかいうのがありますが、何万年、何十万年にわたってね、減らない。減っていかないという、そういう放射性、崩壊し続ける。そういうのが、高レベルの放射性廃棄物ですね。それをプールの中に溜めておるんですけども、もうこれも満杯状態。

だったら、六ヶ所村にね、この処理施設を作るということ、2兆数千億でつくって、つくったんですけども、これはもう、事故で、故障続きで稼働できない。ただ、在庫量としてはね、あついで3,000数百トンの使用済み核燃料を在庫できるようにしておるんで

すけれども、もうこれの9割近くが、もう満杯になっておるんです。在庫量がね。

で、これが、日本全国至る所で、使用済み核燃料が満杯になっている。だから、今から、稼働すれば、稼働するほど、この使用済み、危険な使用済み核燃料が蓄積されるという事態になるんです。この点でも、早急にね、基準を決めてストックして、後の処理をどうするか。これはもう、大変なことですね。簡単にいくような問題ではありませんし、当然のことながら、今度の福島原発も、おそらくもう、使えないでしょう。あれだけ海水受けたら。廃炉にすると言うたら、ただ、コンクリート、鉄骨をね、解体して、つぶしたらいいということと違うんです。違うんですね。これ、安全なものに廃炉していくためには20年から25年、きちっとした処理をしてね、やっていかなければ、廃炉できないんですわ。それほど、重大な問題を抱えておるんです。

しかし、これは、稼働すれば、稼働するほど、その危険は、もっともっと高まっていくという、そういう問題としてあります。

確かに、余分なことですけれども、アメリカも日本もね、国内で使用済み核燃料をガラス化して、地底深くに埋めるというね、計画を持って、国内で当たったけれども、アメリカも国内で拒否された。日本も、どこか受けてくれる所ないかということで、全国に、自治体に告示があったけれども、高知県の、ご存知かと思えますけど、2、3年前でしたかね、高知県の東洋町という町が、うちだったら受けると言うて手を挙げたら、住民に、住民の反対を受けて、町長が交代させられるというようなことがあった。だから、どこへ埋めることもできないということで、新たに、今、何か、盛んに新聞にぎわしているのは、アメリカとモンゴルと日本でね、モンゴルの砂漠に穴掘って埋めようというような構想が出てますけれども、これも、そう簡単にいくものではないだろうし、自分の国で駄目な物を、余所の国へゆけたらいいんだというような発想自体もね、また、いろんな問題も出てくるだろうと、そのように思います。

だから、後の、この処理の問題というのは、ほんまに大事な問題としてね、例え、廃炉になったとしても、重要な問題として残されると、この問題があります。

しかしまあ、一時も早く、その危険を少なくするという点が必要だと思えます。

議長（矢内作夫君） はい、他に質疑ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あのまあ、代替エネルギーというのは、非常にいいことなのかどうか、ちょっと良く分かりませんが、ただ今回、代替エネルギーを考えましょうという案のような説明なんです。ところが、提案は、原発止めましょうということなんです。

で、よう似とうようやけど、ちょっと違うんですね。それで、これ、原発止めるというのはいいことかも分かりません。じゃあ、それで、出てくるリスクに対する、どうなにか。経済的に、はっきり言って、今、ほとんどの企業が、余所へ出て行くかも分からないというような話も聞いてます。

で、今、あの、鍋島さんは、ここにも書いてるし、西岡さんの説明においても直ぐにはないんだということをおっしゃってます。

確かに、代替エネルギーは、直ぐにはできないだろう。しかし、代替エネルギー、これが決まった瞬間に、そちらへ進むための莫大な経費がいつてしまえば、その分だけの経費

を、当然、電気代にかかるとか、いろんなことになれば、本当に企業は、この日本で、経営活動できるのかなということに心配するんです。今でも電気代が高いという中で、もうドンドン海外へ行くという話を聞いております。そういうリスクを、この代替エネルギーをすることによって、本当にできるのか。じゃあ、水力発電にするのか。ダムなんかできません。この前まで、環境どうの、環境どうのいう形で、ダム反対、ダム反対って言うったんは、たぶん鍋島さんらのお友達じゃないかと思うんです。

ほな、風力発電します。風力発電は、原発が起こる前にも、テレビでちょくちょく聞いていたのは、もの凄い低周波が出ます。だから、ヨーロッパで、よくしているけども、テレビで、それを見に行ったら、そういう、テレビによく出ている人が言っていたのを覚えていると、絶対あれはするな。周りの人間にとって大変な影響が出るから、あれは、絶対止めておけというのを言うてるから、風力発電だけは、絶対駄目だと。今、海の中にするだ、何だという案もありますけれども、不確実なものを海の中でつくって、どれだけ大丈夫なのかということを考えたら、風力発電だって、実質問題、コストがかかる割りに、その分だけのエネルギーが出るかと言えば、これもちょっと疑問の方が大きいと。

太陽光パネルはどうかと言うと、電力を（聴取不能）するために、どれだけ莫大な面積があるかということ、原発1基分で、東京の、あの何だ、山手線の中全部を、あれにしなければいけないというようなこともテレビでやっていました。そんなことが実際できるのかと言えば、とてもできるものではない。ただ、方向的に、何かいい、もっといいものがあればいいと思うんです。

だけど、じゃあ、火力発電にするのかと言うたら、この前までCO2 反対やCO2 反対や言うておったん、これもたぶん鍋島さんのお友達だと思うんですよ。そこらへんを、今まで言ってきたことに対する整合性が、どこで取れるんだ。僕は、原発をやってくださいとは言えない。それは、何があるか分からない。

しかし、世の中というのは、例えば、車で、毎年死んでいるのは、最近1万人切りましたけど、もう何万人と毎年死んでました。じゃあ、車に乗るのは止めるのか。そんなこと、誰も言いません。これ、30年間で、車で死んだ人の人間言うたら、莫大な数だと思うんです。死んでなくても助かったとこの、後々、障害が残った人、いっぱいおります。そういうことで、人間が知恵を出して、じゃあ、どうするかということの中で飲酒運転を止めましょう言うたら、グンと減りました。だけど、車に乗ることを止めましょうとは決めません。鍋島さんも、そんな声は1回も聞いたことない。こんな危険なもん。まだ、しかし、原発で誰も死んでません。この事故で。

だから、僕は、この原発は、正しいとは言わない。だけど安易に、じゃあ、原発を廃止しましょうかとも言えない。それに替わるリスク、経済的リスク、ねっ、日本が、経済、今、最近疲弊して、かなり中国、韓国あたりに後ろからこう、追わえられて、厳しい状態になっている。そこへ、追い討ちをかけるように原発を止めてしまった時に、日本の経済を、どう維持するのか。そういう、鍋島さんらが保証も責任も持って、きちっとやってくれる言うんだったら、おおいに賛成しますけども、そこまでの責任を持ってもらえるのか。30年後に日本の経済がボロボロになる。さっきも言ったように、直ぐに、これを決めたからと言って、代替エネルギーができるものではないけれども、代替エネルギーを作るために、莫大なコストが、そっちへ行ってしまった時に、それは、電気代もとんでもなく上がるだろうし、今あの、2パーセント、150円ほど言ったんですかね、電気代に乗っていると申しましたが、多分、その10倍のってこないと、代替エネルギーは、そう簡単にはできないと。そういうことを考えると、長い目で、本当に長い目で、そういう代替エネルギーを考えましょうという部分においてだったら了承はできるけども、原発を反対しましょうということになると、そのリスク、それ以外のリスクも鑑みた時に、そう簡単に、

私は、結論を出しにくいと思いますが、どうですか。  
どうですかやで。

議長（矢内作夫君） 質疑やな。

10 番（山本幹雄君） 質疑やで、最後どうですかって聞いたんや。

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっとまずね、当然のことながら、今の、その原発のリスク、危険性、そういう中からね、期限を決めて、撤退の方向に持っていくというのが、この意見書の趣旨で、当然のことながら、撤退に持っていくためには、電力不足等のね、社会的混乱を避けるという、これはもう、当然、提案説明の中でさせていただいたように、付随した問題であります。それが1点です。

それから、ダム、反対したじゃないかという、いや、私言っているのはね、ダムをつくれと言っているんじゃないんですよ。これは、どういう形になるかはね、それは水力にしても、小水力、中小水力、それから揚水発電、いろんな形態があります。これは、今、研究、いろいろされてますね。まあ、当然のことながら、水力って言ったって、今のダムに限定したものじゃないし、ただ、潜在能力として、日本は、水力も風力も凄いものがあるというのが、これは政府の発表だということ。

それから、火力発電についてもね、これはもう地球的にCO2問題というのはね、当然、問題としてあるわけで、だから、代替エネルギーを火力発電所にするというのは、これはやっぱり、そうはいかんだろうというふうに思います。ただ、一時的にね、一時的に、ある試算によると、今の全国の火力発電所の稼働というのは、4割とも言われておるんですね。一定、6割ぐらいに高めることも必要かもしれません。しかし、それは、ほんまに一時的な話だというふうに思います。

それから後、原発の被害の関係でね、死んでないという問題があります。ただ、原発の問題はね、これは、一番怖いのは、晩発性の問題ですね。後で、発がん性、症状が表れるという問題であります。ただ、今回もね、いわゆる東電の下請け、下請け、下請け、もう、どういう人が分からないんだけど、下請け、下請けで、名前も分からずに、あの、福島第一原発に送られた作業員の方、亡くなってますね。ただ、他にも、亡くなった方、あるか分からないけれども、とにかく名前すら分からないんだと、作業員の。いうふうな事態があります。

だから、今回も、今の段階でも死亡ゼロということではありません。ご存知のように、25年前のチェルノブイリはね、その後、ずーっと、いわゆる発がん等の問題で、今、9,000人を超えたと言われておりますね。その死亡者。だから、とにかく、不気味さは、そこなんです。その原発事故の怖さというのはね。そういう点があるという。

それから、後、電気代、私達は、電気代の云々については、ここで議論する必要ないとは思いますが、電気代に上乘せするのは間違っていると思います。やっぱり、今の2パーセントの開発促進税、電源開発促進税、これを有効に活用すると。それから、国家予算もね、やっぱり今の原発促進、新たに14基つくろうというのが、当初の国の方針ですから、原発をね。それを当然止めて、そういう予算を代替エネルギーに回していくというような方向で、予算を切り替えていくということは、当然、必要だし、間違っても、間違った事業仕分けなんかね、反省して、やはり自然エネルギーへの、そういった予算を増やしていくということが必要だと思います。

それから、後、企業が外国へ出て行くという話、まあ確かに日本経団連の米倉弘昌会長ね、盛んに言っておられます。もう電気代上がったら出て行くぞという形でね、これ経団連だけかと思ったら、経済同友会の長谷川会長も、この前何か、ああ、代表幹事ですか、言っておられたようですけれども、実際はね、なかなか出て行けるものじゃないんですよ。というのは、今の状況、今は25パーセント、原発で、75パーセントは火力、水力等ですね。電源。で、今、節電どうのこうの言っているけれども、むしろ中国や東南アジアや外国へ出て行こうという電気の事情というのはね、これは東南アジアなんかでも、よく起こされているのは、しょっちゅう停電するという問題があるんですね。日本に比べると比じゃないです。停電の度合いは、というような問題もあるらしいです。

そういうことから見ればね、やはり、そう簡単には出て行けるものじゃないし、それから電気代に上乘せするというのは、基本的には、それは間違いでしょうね。おそらく、この点では、米倉弘昌会長らの言っておられるように、電気代の上乗せはけしからん。私も、そうだというように思います。

以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番(山本幹雄君) 電気代に上乘せするのはけしからんって、あなたは、そう思っても、するかも分からんという、じゃあ、多分するだろうということなんですよ。鍋島さんが、それはけしからん言おうが、何をしようが、そんなことやないんやろ。そんなもん、鍋島さんが、ここで反対や、けしからん言うてみたってやね、それだけ、金がかかるものであったら、当然、それは上乘せしてくる、当たり前の話だろうということと。

それと、ちょっと最初の答弁の中で、あれっと思ったんは、撤退の期限を決めてって。えっ、期限を決めんって言いよったん違うんかと。もっと先いう話をしよったんじゃないかという部分と。

それから、もう1つ、チェルノブイリで、9,000人死んだ時だったら、日本の事故で死んだ1万人より少ないがなと。1年間で、死ぬ人間より少ないんかなというふうな。だから、内外的に、いろんな部分を原発ですれば、問題は生じます。いろんな面で、その単純に、それだけではないだろうというのはありますよ。僕は、別に、交通事故なんか死んだの、多いんやから、そっちの方が大変やとかいうわけではない。人間というのは、1人でも死なない方がいい。絶対死なない方がいいんだから。

だけど、それを言うんだったら、さっきも言うたように、チェルノブイリで9,000人死んだいうんだったら、日本だったら、交通事故で、今まで、ずっと1万人以上死によったがらなと。それだったら、車止めんかいというふうな話になってしまう。そうじゃないだろうと。

それで、自然エネルギーをつくるってね、そのはっきり言いまして、原発を止めた分だけ、自然エネルギーをやる。もう1つ、その、CO<sub>2</sub>が出さないようにするんだから、一時的になって、どうのいうけども、鳩山総理の時にCO<sub>2</sub>を25パーセント削減するというような発言の中で、原発をドンドン推進するという話だった。それは、どうかなと思うんだけど、CO<sub>2</sub>を減らすということも、これも僕は、考えていかなあかん話だろうと思う。

そうなると、火力発電も止める。火力発電も減らしていく中で、さっき言うた、ほな、水力発電はダムじゃない、何か言うておるけど、現在、一番考えられるのは、水力発電はダムでしかない、他、どうのこうの言うたって、今、水力発電の面は、絶対ダムだろうと

僕は思うておるんやで。他に水力発電で、違う、こういうのがあるんかも分かりません。

それを考えた時に、じゃあ本当に代替エネルギーって、原発止めて、今、鍋島さんが言うたように、撤退期限を決めてというような発言の中でね、ほんまに、その代替エネルギーを決めてどうのこうの。いや、電気代上げるのは間違いや言うても、実際上げるだろうし、海外へ行ったら、より停電するんや。そしたら、日本は停電せんのは何でか言うたら、原発とか、そういうのをきちっとやって来たから停電せえへんのんであって、それを止めてしまうと、今、動きようやつも、来年のあれで、3月になったら全部止めてしまうと、非常に電気事情が厳しくなるというのが、言われておるはずだろうし。そういうふう考えた中で、ほんまに、はい、止めましょう言うて、きちっとした代替エネルギー、これとこれとこれをすれば、その分だけきちっと、お金もコストも従来そのままですみますよという部分を僕は提示してもらいたいと思います。そうでしょ。

原発ができる分だけのものを、これとこれと、こうしたら、こうなりますと。代替エネルギーできますと。コストも従来より、国民にかかる負担も企業にかかる負担もありませんというのを、提案してくれたら、僕は、それに乗りますよとなるけど、それがいい中で、単純に止めましょうだけでは、じゃあ、他の日本の経済活動どうするんかという部分を鑑みた時に、将来的において、原発じゃない、もっといいものを考えるということは、非常にいいと思うんですよ。

日本が、何で原発に進んだかいうと、日本の、あの戦争、ねっ。昭和20年に起こった、あの戦争は何で起こったかいうたら、自前のエネルギーが日本はなかったわけでしょう。自前のエネルギーがなかった。そこでまあ、それを確保するための中で、いろんな戦争があって、これを反省し、二度と戦争をしないためには、日本で、必ず自前のエネルギーを持たなければならない。そのために核エネルギーをしようじゃないか。核なら、自前で持てるんだ。ねっ、石油に頼ることなく自前のエネルギーを、どう持つかということで、核へ進んだと。そういう経緯があります。

ただ、今、あの、日本海の地下にいろんなこう、何だったかな、もんがあるとか、そういう話を、結構、今、いろいろ出てます。そういう中で、きちっとしたものが日本で、エネルギーが確保できるような状態になったら、それはそれで構わないだろうけども、日本が今、自前で、エネルギーを持ってないという恐ろしさというのは、まあ、鍋島さんらもよく知っておるとおり、戦争に進んだのは、それが原因だったということを踏まえれば、そう簡単に、私は、言えないんじゃないかと思いますけども、どうですか。

議長（矢内作夫君）                      簡潔に、簡潔にお願いします。

16番（鍋島裕文君）                      まあね、確かに、かなり突っ込んだのはええんだけども、この意見書の内容というのはね、あれだけの重大な事故を起こして、非常に危険極まる状況の中でね、やはり、まず、ああいう危険なものをね、撤退させていくと。それも企業が決めてね、直ぐにじゃなくて、当然、社会的混乱を避けながらやるわけですから。それが、意見書の内容です。

だから、その点ではね、単純に止めるというものじゃあないですね。単純に止めるんだったら、即原発撤退。脱原発でいいんだけども、そうじゃないという点を、この趣旨をね、よく理解していただきたいと思います。

それから、後、ダムの関係や、いろんなね、ダム以外に水力発電はあるのかとか、確かに、それはまた勉強してもらいたいんだけども、いろんな形態は出されておるんだけど、総合的にね、まず、きちっとつかんでおかなきゃいけないのは、最初言いましたように、太陽光、水力、風力、それから地熱等ですね、日本の、いわゆる潜在ポテンシャル。

これが、自然エネルギーの潜在ポテンシャルとして、今の原発の 40 倍というね、これは潜在的に、今の技術でも取り出せるという、そういう試算があるということですね。これは、環境省のホームページに、インターネット見てもろたら出てきますけれども、これは、その潜在エネルギーのある中でね、どのようにやっていくかというふうに考えるべきだと。また、個別に、どういう技術かということは、ちょっとね、この場ではできません。

それにやったことによって、電気代を下げられるのか、どうのこうの問題は、ちょっとここでは、なかなか議論できないだろうと思います。

それから 1 点ね、自前の核エネルギーでと言うんだけど、自前なんかありませんよ。元々はこれ、核エネルギーというのは、ウラン 235 と言うんですね。普通、ウランというのは、ウラン 238 というのが、だいたい 99.3 パーセント、で、0.7 パーセント、ウラン 235 というのがあるんですけども、これが結局、核燃料なんです。これ、核分裂を起こすね、原料なんです。これが、0.7 パーセントしかないから、濃縮ウランとして生産するのがアメリカですね。アメリカから、当時 1 キロほど輸入持って来たみたいですけども、それが、発端だったんです。その時点で、日本にエネルギーがないから。そんなことはないんです。石炭から水力からね、大きなエネルギーがあったと。石炭は、ご存知のように、石油にね、エネルギー革命ということで、換えられ、各炭田は、炭鉱は廃鉱になっていったという日本の歴史があるわけですけども、そういう中でね、ポコッと持って来られたのが、このウラン、濃縮ウランですね。

今でも、8 割は、アメリカの濃縮ウランですよ。原料は。この濃縮ウランじゃないと、今の日本の軽水炉という、元々アメリカのコピー品、設計でつくられている原子炉ですけども、濃縮ウランじゃないと、これ、燃料にならんですわ。燃えんです。だから、アメリカから、今、輸入している。8 割ほど。それが今の実態であります。

ですから、電気代に云々についてはね、この場では、なかなか明快にお答えすることはできませんけども、総論的に、そういった自然エネルギー導入ポテンシャル、これが政府試算でも出されている。この点をご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい。他に、まだ、ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15 番、西岡君。

15 番（西岡 正君） 今回の原発事故を考えました時に、この原子力発電所に、諸手を挙げて賛成するものではないということを、まず申し上げておきますが、今、世界でもですね、原子力。ドイツのように反対、撤廃しようという国もあれば、いやいや推進していこうという国もございます。そういう状況があるわけでありまして、今の、いわゆる日本の国で、原子力発電所がなくなった時に、考えたら、どのような状況があるのか、今も、いろいろと議論をされました。

特にその、今の電力不足をどうするのか。とりあえず火力発電所でやりましょうやという話もございます。しかしながら、今まで CO<sub>2</sub> をなくそう。ああいう形の中で、地球規模の、この温暖化を何とかなくそうという努力もして参りました。確かに、その発電所の事故は怖い。けれども、これは目に見えた状況があります。しかしながら、地球温暖化の問題については、目に見えません。もう既に、手遅れになっているかも分からない。そう

いう状況もありますし、また、南の国においてはですね、地球温暖化によって北極、南極の氷が解けることによって国そのものがなくなってしまうという、こういう国もございます。そういう状況も十分考えたりですね、そしてまた、各家庭における電気の料金の問題、これも今のところ、この状況を他に見出していったら、いくらになるか分からない不明な状況もございます。

そして、先ほど来出ておりますように、このままの電力不足の状況の中、また電気代が高くなるという状況の中、考えました時に、企業が、外国へ、ドンドン、ドンドン、流出して行ってしまいます。そしたら、われわれは、どこで働くのかという問題が出てきます。そして、どこで国は収入を得るのか。いわゆる所得が減るわけですし、企業の実績が上がらないわけですから、そうすると、そしたら、われわれ、この佐用町における財政状況はどうするのか。そこまでは、考えすぎではないかということも言われるかも知れませんが、そこまで考えるのが、われわれ議会の議員の仕事だと思っております。

ですから、今の状況を考えました時に、原子力発電所を賛成はしませんけれども、反対に決めつけるのは、時期尚早であると。このように思っておりますので、この今の現段階では反対であります。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 原発からの撤退を求める意見書の賛成討論を行います。

福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策を、このまま続けていいのかという重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と、自然エネルギーへの大胆な転換への世界的流れは、この事故を契機に、更に大きくなっています。福島原発事故は、4カ月が経過しても被害が拡大し続け、日本の災害史上でも類を見ない深刻さを持つ災害となっています。この事故が明らかにしたことの第一は、ひとたび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されることや、それを抑える手段は存在せず、被害は空間的、時間的に広がるということ。

第2に、今、開発されているどんな型の原子炉も、内部にある放射性を、安全に閉じ込めることができないということでもあります。

また、日本列島どこにも、大地震や大津波に見舞われる危険性がないと断言できる原発は、ひとつもありません。そして、原発からの撤退と同時並行で、自然エネルギーの本格導入と、低エネルギー社会へ向けた国を挙げた取り組みが必要であります。現在の技術水準や社会的制約などを考慮しても、自然エネルギーの資源量は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。自然エネルギーは、エネルギー需給率を高め、新たな仕事の雇用を創出し、地域社会の経済の振興と、内需主導の日本経済への大きな力にもなります。

菅首相が脱原発を表明した時、スケジュールを明示していない。原発なしで、安定的電力供給はできないとの批判がありましたが、原発からの撤退を、どのぐらいの期間で行うのか、日本のエネルギーをどうするのかは、国民的議論を踏まえて決定されるべきで、まず、必要なことは、原発からの撤退という大方向を、国民的多数の合意とすることであり、

福島県知事は、脱原発を表明し、兵庫県議会では、実効性のある電力需給対策の実施と、

自然エネルギーの導入促進を認める意見書を議決。尼崎市市議会では、原子力発電に依存しないエネルギー政策への転換に関する意見書を議決するなど、兵庫県下でも4市議会が同様の意見書を可決しています。

以上、議員各位の賛同をお願いして賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） 他に討論ありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 反対討論をいたします。

今、テレビを見ておりましたら、再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社に買い取らせる法案が国会で審議されております。太陽光発電など再生可能なエネルギーの普及促進が目的だが、電力会社が、高コストの電気を買うことで、負担増となる分は、電気料金に上乗せされる。政府試算では、制度開始後10年目で標準家庭の負担額は150ないし200円高くなると。鉄鋼や化学など電力を大量に使用する業界は、この電気料金の負担増に危機感を示し、先ほど、話がありましたように、企業が海外に出て行ってしまおう。米倉経団連会長等の懸念する声が上がっております。

今後は、太陽、水素系エネルギーなどの再生可能エネルギーへの移行を進めるべきだが、一国のエネルギー政策の動向は、あらゆる分野に大きな影響を与えたいと思います。国民的な議論の中で、方向性を定める必要があると思います。よって、反対をいたします。

議長（矢内作夫君） はい、他に。賛成討論ありますか。

〔山本君「賛成じゃのうて反対」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、ほんなら反対討論、山本君。

10番（山本幹雄君） こんだけ言うたんだから、せんわけいかんだろう。

あの、反対の討論をいたします。反対の討論と言いましても、何も、私は、原発が安全で安心なものであるから、私は、進めようというものではありません。

より安全で安心なエネルギーが安定的に供給されるという提案を出されたのであれば、私は、その方に考えなければならぬと思いますけども、今現在の提案によると、どう見ても、提案においては、即ではないと言いながら、説明の中では、即ち、代替エネルギーをというふうに、脱原発をと説明されております。

で、脱原発をするということになれば、それなりのリスクを、どう回避していくかということにおいては、説明は、実は、何らなされておられません。

自然エネルギーと言いますが、自然エネルギーの中にも、それなりのリスクはあります。CO<sub>2</sub>の問題にしても、ダムだけじゃないと言いながらにおいても、水力ということになれば、当然、そういった方向性も、今後また出てくると思います。そういったことも考え、踏まえ、また、電気料金等のことも考えながら、企業が安定して日本で企業活動できるようにするためには、今の状態は、是というわけではないにしても、即ち反対という、脱原発という方向に持っていくには、まだ時期尚早ではないかと思えます。

安全で安心な代替エネルギーをできたというような状態の中で、脱原発ということであ

るならば、私は、おおいに賛成させてもらいたいと思いますけども、今現在は、そこまで、いっておりませんので、この案には反対討論させていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより発議第4号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
発議第4号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、少数です。よって発議第4号、原案からの撤退を求める意見書は、否決をされました。

---

#### 日程第5．議案第82号 和解について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5に入ります。  
議案第82号、和解についてを議題といたします。  
議案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第82号、和解についてのご説明を申し上げます。

今回提案をさせていただきました和解につきましては、平成22年6月10日付けで佐用町職員組合現業評議会議長、新庄将人から、佐用町を被申立人として、兵庫県労働委員会に対して提起されました不当労働行為の救済申立てについての和解でございます。

申立ての内容は、同年3月の定例議会において可決されました佐用町職員の給与に関する条例の一部改正において、技能労務職員の給料表が条例規定されたことについて、佐用町職員組合現業評議会に対して十分な説明がなされておらず、事前に団体交渉も実施されていないことが不当労働行為に当たるといった内容であります。

申立て以降、労働委員会において1年余りの間に9回に及ぶ調査が行われ、6月30日の調査において和解案が提示され、双方とも佐用町の円滑な行政執行のために、この案で和解する意思を確認し、和解日は次回調査日である7月28日を予定をいたしております。

和解内容の詳細は、議案に記載しております4項目となっております。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、和解につきましては議会の議決が必要となりますので、今回臨時議会を招集させていただきました。提案をさせていただいたものでございます。何卒、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案についても、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、若干、事前に説明を受けたんですけれども、まああの、労働委員会が救済命令や棄却命令じゃなくてね、和解という形で提示されてきているということで、その説明も、先ほど、現業組合の方から和解案の骨子が出されてね、それが労働委員会から提出されたというようになっております。

で、まあ、この和解ということなので、もう少し事実経過だけをね、確認だけさせていただきたいんですけれども、不当労働行為、組合法のね、第7条第2号というのは、これは、この書いてあるように、団体交渉の拒否ですね、が、不当労働行為に当たるということであります。それで、提訴ということになったということなんですけれども、今までの説明ではね、一旦、一旦、その合意しておったけども、親組合の自治労が出て来て、結局、それはご破算になって、その後の団体交渉してないんだというような、まあ、大雑把な感じですけど、いうふうに聞いていたんですけど、だから、団体交渉に応じなかったわけじゃないとも聞いていたんだが、そのあたり1点、正確なところをお願いしたいということ。

それから、2点目に、6月議会の時に、各議員にね、現業組合の方から文書が寄せられています。で、その文書は、結局、和解骨子が4月13日に出されたけども、この和解骨子は、ほぼ同じですわ。今回の和解案とね。ただ、違うのは、第1号の内容ですね。つまり、但し、当該労働条件について云々ですね。1番。これがついてない和解案骨子ですけども。これについては、町は、拒否したというのが、この現業組合の文書なんですけれども、この拒否したのは、どういう理由だったのか。このあたり2点について、確認しておきたいのですが。

議長（矢内作夫君） 総務課長、答えますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず1点目のご質問の中で、この和解、労働委員会から提案された和解条項の原案と言うんですか、骨子を現業組合が提出したという、それは、そういう説明はしておりません。そうじゃなしに、その現業の職員組合と町と、そういった和解の協議をする中で、町の職員組合。現業組合の親組合と言うんですか、町の職員組合が間に入って、そういった内容の、こういった内容でということ提案した。それが骨子となったということの説明はさせていただきました。

一番、そもそもの経緯の中で、団体交渉を拒否したと。町は、合意をしていたという、議会で説明したと。そういった面の経緯なんですけれども、これには、若干、その説明で、ちょっと混乱している部分があるのではないかと思います。

最初の、一番最初の条例を提案させていただいた時におきましては、職員組合の方と、この条例化について、団体交渉をして合意を得たという、そういう説明はしていないと思います。説明をさせていただいたのは、合意というような言葉、理解を得ているというような説明をさせていただいたのは、12月の人勤の関係で、給与条例を改正する。その時の中では、事前に職員組合と、この条例改正について理解を得たという、そういう合意を得たという形での説明をさせていただいてます。

だから、一番そもそも、その条例を提案する3月議会においては、そういった団体交渉

を拒否したとか、したとか、そういうことについては、説明をしていないと思います。その中では、あの、詳しい、条例を提案する前に、議会に、その条例を送致する前に、職員組合と詳しい、その団体交渉を、町としては、この問題については、団体交渉をする事項ではないという基本的な考えを持っておりますので、その、持っているんですけども、それについて、まあ、今回のような、こういった問題が発生することを鑑みれば、その事前に詳しい説明がされておれば良かったんでしょうけれども、そういう詳しい説明は、こちらの方もしておりません。それは、あります。

しかし、あの、その後、そういった双方が、この条例規則というものについて協議する中においては、再三協議を、交渉なり協議をさせていただいたということで、決して、団体交渉を拒否したということではないと思ってます。

それと、2点目の、その6月議会の時に、現業の方から文書が配られたという中で、町がまあ拒否したということを言われたんですけども、町が、その現業の、その提案された、何月の分ですか。

16番（鍋島裕文君） 4月13日に。

総務課長（坪内頼男君） あっ、その私、ちょっと、資料はあるんですけども、多分その、現業の提案、和解の提案の内容と、今回の和解の提案の大きな違いというのは、そもそも争点になっている、その、この条例にするか規則にするかというような、こういう事項については、町の管理運営事項であって、町長の権限のある、町の裁量、町の管理運営事項だという考えが町にあります。

で、組合の方は、それは団体交渉事項だと。内容が変わらなくても、内容が変わらなくても、給料表を条例化する、そういうものについては団体交渉事項だという考えがあります。そこの争点の違い。それによって町は、現業の方については、受け入れられなかったということです。

議長（矢内作夫君） はい。鍋島議員よろしいか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、西岡君。

15番（西岡 正君） あのですね、ちょっと勉強不足で、勉強もしたいという気持ちでお聞きするんですが、今さっき、課長が言われたんで、だいたい理解しておるんですけども、この参考資料の中でですね、メガネ、今日、忘れてきて、ちょっと見にくいんですが、技能労務職の給料表が条例で規定されたことについて、事前に団体交渉がなされておらずということ、こう書いておるわけですけども、今の説明では、それは団体交渉の問題ではないという町は捉えたと。ところが、労働組合は、これは、団体交渉で話をしていかなければならないものであるという、その見解の相違ができたということですね。総務課長。そういうことですね。

それで結果的には、どうだったんでしょう。はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　これが労働委員会の方に申立てられた中で、労働委員会の方では、その争点をはっきり明確にされました。

争点は、それは、団体交渉事項であるか。あるとすれば、その後の団体交渉が誠実にされていたとか、そういう判断をしましょうと。で、その労働、結論を、労働委員会の方に、まあ、申立てされている結論を、最後までお互いが譲らずに主張をして、今の前提の町の考え方と、現業の組合の考え方を、最後までいれば、申立てをまあ、最後まで、その点を争えば、これからずっと労働委員会の調停は続くと。で、ということです。で、その点については、お互い、今回の内容で、考え方を少し変えましょうということで、その結論は、出ておりません。出てないんですけども、その手前で、これからも、まあ、国家公務員なり地方公務員の、そういった状況を見て、お互い、その勉強しましょうという形にしております。

で、団体交渉事項だという、そういった、その和解の案を見ていただいたらと思うんですけども、団体交渉ということではなしに、研究協議する事項ということで、和解をさせていただいてます。

〔西岡君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、西岡君。

15 番（西岡　正君）　今の話では、結果的には、それは、きちりと明記されていないということですね。まずには、どちらも間違っている。どちらも正しいということも、こういうふうに取れるわけですけども、まああの、その労働組合との、いろんな話し合い、交渉については、私達、あまり分からないんですけども、全てをせないかん問題ではないと思いますね。

で、その中で、町の執行者である町長がですね、提案し、住民の代表である議会が議決しているのに、何言うとなやという気は、なきにしもあらずなんです。ほんまのこと言えね。だけど、まあ、それは、どちらでもないと言われるなら、それは、今後ね、そういうことのないように、和解をしたんだということについては、それは賛成はできますけれども、職員の方にもですね、執行者が、そういう状況の中で判断で提案し、議会、住民の代表である議会が議決したということは、十分、それは重きものであるということだけ伝えて欲しいと。このように思います。よろしくお願いします。

〔新田君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　はい、新田君。

2 番（新田俊一君）　長いことおまたせしていただいてありがとうございました。

ちょっと、勉強不足やで、ちょっと先ほど、控室でも、お話は聞いたんですけども、和解内容のところでね、条例で定めるか、規則で定めるか、これ、もう、条例と、議会通ってるから条例になってますよね。何でこれ、規則で定めるかという、これちょっとはっきり、もうちょっと分からないんです。

それと、団体交渉にて妥結した事項について、条例の改正が必要な場合は、条例改正の議案を議会に提出すると書いてあるんですけども、条例改正の議案というんですか、これが考えられるようなことは、どういうようなことがあるんかね。そういうところも、ちょ

っとお聞きしたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、すいません。

この和解内容の後段の、労働条件について、条例で定めるか、規則で定めるか、これについては、もう既に、町におきましては、条例で規定されていると。その条例を規定していることを、どうこうするというのではなく、今後、特にまあ、今、国家公務員制度が変わってきております。それに合わせて、地方公務員の制度も変わってくる。法律の改正も、当然出てくると思います。そういう時に国の考え方、あるいは県の考え方、それによって、そういった法律、条令、規則、あるいはその、給料表、そういうものの、規定の仕方も決まってくるという、それを、共にこう、双方で研究して、それを協議する中で、一定の方向が出れば、また議会にお諮りをして相談させていただくという内容でございます。

それと、条例の、団体交渉、この3項につきましては、これは労働基準法なり、中で、労働者の権利として認められている内容を、そのまま書いておるわけですが、団体交渉の中で、具体的に、まあ、今までの町の、今までの歴史というんですか、今までの過去の経緯からは、こういったことは考えられる、事例はなかったと思います。もし、これからまあ、先、あるとすれば、例えば、給料等について、あるいは勤務条件等について、今、条例で定められているものと、違う内容で、組合との交渉の結果、そういう事項が出れば、議会にかけるという内容でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 1点だけ確認したいんですけど、和解内容の(2)の中で、その団体交渉において、妥結した事項について、書面を作成するとあるんですけど、これ、和解内容で明記されているんですが、これまでどうだったのかという点、具体的にお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 合併以降に、現業評議会という組合も設立をされたということで、当初につきましては、交渉した内容については、紳士、お互いまあ紳士協定というんですか、お互いの約束ですので、そういった文書、書面を交わさずに、そういう対応をさせていただいてました。

しかしあの、近年まあ、そういった権利関係というのは、やはり書面で残すということ、やっぱり基本に考えなければいけないということで、まあ、最近、全て交渉した内

容で、書面に残すべき事項については、双方協議の上で、書面協定、協定として書面を残すようにしております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 確認したいんですけども、その団体交渉を、その、町としては、団体交渉する事項ではなかったと。町の管理運営の事項だから。今回、そしたら、これ、今後ですね、こういう事項については、団体交渉になるという労働委員会のことなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その結論は、だから労働委員会の中では、結論をまあ、最終的な結論までいかなかったということです。そこは、争点になりましたけれども、団体交渉事項か、町は、そういうように、考えてませんけれども、管理運営事項と考えてますけれども、その丸かペケかという、団体交渉事項か、管理運営事項か、その結論は、労働委員会の方では、まあ出されなかったということです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そしたら、もう、そもそも今回の、去年の3月に出了された、その給料表の条例化というのは、それはもう、この、今回の、その労働委員会の、その、どう言うか、今回の和解に入っていないですから、それは、それでもう、決着ついたと。条例化については、ええという、そういう、和解の中に入っていないですから、陰にあるというか、元々、前提としては、その給料表の条例化というのは、認められたということがあるんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その給料表の条例、町がしたということが、合法的かどうかというような判断は、労働委員会の方はされないということです。

そういう、その、条例にするということの中で、その、お互い、そういう団体交渉を、そういうものが、ちゃんとされていたかどうかということ審議するのは、労働委員会です。その中で、申立てについて、双方調査し、それに一定の命令を出すというのは、労働委員会の役割です。町が、条例化したということが正しかったか、正しくなかったか、法律的に解釈する、判断するという内容は、労働委員会、今後、労働委員会の方で継

続されたとしても、そういう内容は出てこないということです。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） （聴取不能）なんだけど、結局、これはまあ、労働交渉なのか、管理運営なのかということを結論が出ていない。明記されていないということの中で、まああの、ねっ、これ、和解交渉が成立したというのは、非常にいいことなんだけども、結局、どうなんかが、さっぱり僕らには、よう分からんなど。ねっ、給料表の条例改正したと。それについてまあ、出たんだけども、結論が出ていないということは、もし、次、同じことの、その給料が上がったり、下がったり云々の中で動いた場合に、もう出るわけ。話つくわけ。結局、問題を先送りにしただけなのか。結論が、まだ出てないようだったら、同じことで、また、もめ事が起きるわけやな。じゃないんですか。そこらへんか、そこ、さっぱり分からんのや。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、既にですね、これは、先ほど西岡議員も言われたように、町が提案をして、ここの最高議決機関である町議会で、もう町の条例化というのは、もう議決されて、それは条例化されていることは、厳然たる事実です。

で、それに基づいて、この 12 月の提案。給与改定についてもですね、これは現業組合についても、こういうことでやりますよということで、既にまあ、その改定も、この条例に基づいて提案をさせていただいてます。

ですから、ただ、そのことが、条例化をすることが、条例として規定することと、その規則として規定する。そのところに、現業労働職との意見の相違があるわけですけども、しかし、そのことについては、その労働委員会としてもですね、どちらが、どうすべきだということところまでの判断はするところではないと。これは、そういう交渉が、きちっとされてきたかどうかということをするところなんだということですから。ですから、ただ、今回の和解につきましては、今後ですね、国家公務員法なんかの改訂がされて、上位条例なり法律が変わってきた時にね、これを、まあその、条例で定めるということであれば、そのままですし、当然、まあそれが、規則ということに定めることが正しいいう形に変わってくればですね、それはまた、その段階で、議会の方に提案をさせていただいて、そういう、今までの条例を改定をさせていただくということになります。

で、その間については、当然、今の条例というのは、もう議決いただいているわけですから、これはもう、そのまま規程どおり運用をしていくという形になりますので、お願いします。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君）            ということは、条例に則って、今度から給料変更するわけですね。

町長（庵逄典章君）            今も、やっているんです。

10 番（山本幹雄君）            いや、そりゃ、そうなんや。いや、そういうふうには、この前決めたはずなんだけど、そうするということがおかしいいうて、委員会からまあ、申立てが出てきたわけでしょう。

町長（庵逄典章君）            いや、組合から。

10 番（山本幹雄君）            ごめん、ごめん、組合からね。

それで、申し出が出て来て、まあ、和解がなったで、うまいこといったんかな思うたら、和解の内容というたら、結論出てません言われたら、結局また、同じようにこう、給料の改定。今度、上げるか下げるか、ようさん上げたろういう時には、誰も文句言わんだらうけども、もし、下げるというようなことになった時に、問題は、出えへんのん。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            その点については、ですから、今、言うように、もう既に条例化されていることについてはね、これはもう、今、ちゃんと手続きに則って、議会の議決も受けて、条例化されているわけですから、これを今、現業評議会、現業の方がですね、については、おいてもですね、これをまあ、元の規則に戻してくれという主張はしてきたわけですけれども、それは当然、これは当然できませんということで和解をしたわけですから、規則で、今の条例の中でね、今後、その間は、ずっと運用していくということで、また、変更の必要がある時には、また、する。その件については、今後、研究をしていきましようということでの和解案ですから。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君）            はい、山本君。

10 番（山本幹雄君）            ということはもう、結論的には条例で納得したということなんやね。

〔町長「納得じゃないけど、いや、もう、それはそれで認めたということです」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君）            はい、町長。

10 番（山本幹雄君）            認めたということは、納得したということで、まあ、その言葉のあらはどっちでもいいんだけど、僕らとしては、そこらへんを、現業組合から、また、おかしいやないか。何で、今度するんなどか言われて、また、もめるんか。こんなことでののが、嫌なもんで、もう次から、そういうことはないんですねということを確認しようわけや。ないんですね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから、そのことについては、もう、その和解をしましたということでの和解案ですから。このことで、同じことでね、また、そういう申立てがあるということは、当然、あり得ません。これは。

〔山本君「ないんやね。はい」と呼ぶ〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） あのまあ、市では既にね、こういうことが条例化されてですね、やっておるところがあって、町が初めてであって、今まで規則だったんが条例化されたことによって、当局としては、管理運営事項に当たるという判断の基でやってですね、向こうは、そういう、いわゆる不当労働行為であるという、まあ、申立て。いわゆる、現業としてはですね、当初、話し合いの中でOKしておきながらですね、まあ、本部の方に言われて、また、元へ戻せと。規則にせいというようなことで、まあ、平行線たどっておるような格好なんですけれど、そこらへん、各市町、町では初めてやったんかも分からんけれど、市がね、条例化した時には、調停委員会としては、そこらへんの、1つの基準というものがあったんかどうか、そこらへんは、どんなんですか。つかんでますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 市では、確かに、あの、条例に、給料表を、現業職の給料表が条例化されている市が多くあります。その条例化される経緯については、詳しく、その調査なりはしておりませんが、考えられることは、やはり町と組合とが、そういった交渉を重ねる中で、通常は、その交渉を重ねたものを協約と。労働協約ということで、協約を結んでいきます。まあ、その延長の中で、協約化されたものを条例にしたということが、通常考えられると思います。

まあ、佐用町の場合は、先ほど平岡議員にも説明しましたように、そういった協約ということは、今までしておりませんでした。だから、そういう中で、現業の方が、そういった、町は、管理運営事項と考えていく中で対応したんですけれども、現業の方が主張したのは、そういった過去の交渉、そういう蓄積がない中で、条例になったというところに疑問を持ったというのが、町の現業の大きな理由だと思います。

そこらを、これから双方が、条例、規則、給料表をどうするかについては、社会情勢なり、国、県の状況を見て考えるという形にしておりますけれども、そもそもの労使の関係については、そういった協約、そういうものをお互いまあ、尊重して対応しようということで、そういうことも含めて、お互いが和解と。合意という方向で確認できておりますので、そういうように理解していただいたらと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 現業職の方もね、当初は、まあ、条例化のことについて話し合いがあった時に、それが承認という格好になったんかどうかは別として、本部に言われたからね、こういうことが、むしろ不当労働行為に当たるかというようなことで蒸し返されたように、私達は、思うわけでございますけれど、しかしあの、どう言うんですか、別に給料が下がったり、いわゆる不利なことになったんじゃないからね、別に、私らは、条例化することによって、町民に広く、明確になるということでは、むしろ規則より良かったんじゃないかなというふうには、思っておりますけれどね。

そやで、まあ今、どちらも、いわゆる納得しなかって、平行線たどって、その中で今後、大きな公務員制度改革が国として行われようとしておりますけれど、それらの分も交えて、町も変わってくると。その中でまあ、どちらもまた、しっかり話し合いをしていくという、そういう中で、まあ、もうひとつ和解というんが、すんなりせん和解ですけどね。まあ、そこらへんが、これからの改革の中でですね、そういうやつも踏まえて、まあ、しっかり話し合っていくということであればですね、条例化しておっても、別に私はいいいんじゃないかとは、思っております。

議長（矢内作夫君） 質疑じゃないんじゃない。質疑じゃない。  
はい、他にありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 和解内容の具体的な確認を総務課長に伺います。

この和解内容1、2、3で行けば、例えば、この8月に人事院勧告が出る。年末に当たって一時金の率の改定、あるいは、給料表の改定が出る。当然、これは労働条件の変更になりますので、そういうものが出た場合、年末の条例改正に当たっては、誠実に、組合側と団体交渉を行い、合意をした上で、書面の合意確認ができ、その後に条例案として改正案が上程される、そういう手続きに、必ずなると。今後は。前回、11月のように、一方的な出し方にはならないというふうな内容の和解内容なんですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 基本的には、そうですけども、先ほど言われた、その、昨年のように、11月のように一方的な。これは、そうではないということで訂正させてください。

で、この労働委員会での和解が成立すれば、少しお話ししたと思っておりますけども、現業の組合と労働協約を結ぶ方向で、今、調整しております。その労働協約の中に、勿論、給料表。大切な給与についても、その中には入って来ると。だから、当然、労働協約の中に入ってくるということは、労働協約の事項は、団体交渉事項ですので、当然、その人勧等が

反映する給与表の改正は、それを基に交渉をして、その後、条例等の改正の提案を議会に挙げさせていただくと。そういうのが、もう当然のことです。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） あの、一応まあ、流れとしては十分に理解できます。

ただあの、若干、実務的に矛盾が出てくるというんか、これは当然、相手方、組合側があって、当局側があってということで、協議内容になってくるんで、従来まあ、協約、労働協約ですね、労働協約と、それから条例主義というのは、これは明らかに、その職種、一般職に関したら条例主義ですよ。地方公務員法で定められているところの条例主義。だから、職員が何を言おうが、条例が改正されれば、その労働条件に従う。最悪、そういうふうな決めになります。

で、当然、現業職については、公企法に基づいて、ほぼ一般の公共民間の方と同じような形、この場合の公共というのは違いますけれども、民間の方と同じように、労基法を基より少し歩み寄ったとこの公営企業法、これに準用に従って行く、いわゆる協約主義ですよ。ということは、もし、給料表を、協約主義ということで、今、総務課長の頭で考えられているように、運用しようとするれば、組合側と、きっちり交渉をやって、協約として改めましたということで、従来だったら規則の中の給料表改正でいけよったんですけども、今回は、協約で。ああ、協約が1つ組合側とできたとしても、それを、もう1つ上の条例として議会に挙げてこなければいけないわけですよ。で、その場合、組合側としては、了解を取って当局が提案してきた。議会側が、それを否決した場合、これは、今度、組合側と、どういうふうな形の話になります。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） それは、やはりあの、条例ということで規定しておりますので、協約内容で、町が、まあ、手順を追って話しますと、協約をして、今の現行の条例と違っていた。そういう場合は、当然、その協約を基に、条例を議会に提案すると。で、その中で、議会に提案した中で、議会が、いや、この改正案は、駄目だという判断が出れば、それは、その議会の判断が、その協約よりも上位ですので、そういう改正は、協約、条例で町は対応するということになります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） すいません。3回目になります。

まあ、少なからずとも、組合側が合意しない。書面でもって合意をしないことについては、議会の方に挙がって来ないと、そういうことになるというふうに確認をさせていただきます。

で、もう1点、最後にまあ、質疑というよりもお願いなんですけれども、この和解案1

にある誠実な団体交渉。これに誠心誠意心がけていただきたいというふうに思います。これは、この問題の発端から、私、6月に一般質問でもさせていただきましたように、その原因は、明確には、まだなっていないし、問題点も、ここの議会の場での、やり取りの中では、明確には、私は、言っていないつもりですけども、やはりあの、組合側も、今回のことで相当、町に対しての歩み寄りというのをされていると思います。これは、余分な財政負担を町当局にかけさせたくない。あるいは、時間的な負担を取らせたくない。あるいは、組合、職員間の中で、いろんなまあ、問題ごとを作りたくないというような思いも、多分、組合側の方には、相当あったと思いますし、これ以上、無用な形での時間の経過をさせたくないというのが一番だと思います。

まあ、ここまで1年間近くやってきているわけですから、今後は、この和解案に、誠実に則って、組合側との団体交渉なり、あるいはその、協議事項というのを進めていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいな。

答弁しとく。はい、総務課長。

1番（石堂 基君） いや、いりません。

議長（矢内作夫君） 石黒議員あったんかな。いや、石黒議員が、手挙げておったんや。よろしいか。

他にありますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい、次に、賛成討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） それでは、ほか、討論ないようでありますので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第82号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第82号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第82号、和解については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6．議案第83号 平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6に入ります。

議案第83号、平成23年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 83 号、佐用町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

　　今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 5,506 万円に改めるものでございます。

　　その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

　　まず歳入でございますが、繰越金 300 万円の増額。今回の補正予算の財源でございます。

　　次に、歳出につきまして、消防費を 300 万円増額いたしておりますが、東日本大震災に係る被災地支援経費の追加でございます。中身につきましては、災害対策費におきまして、旅費 300 万円の増額でございます。職員の派遣費用につきましては、7 月末までの期間を想定し、補正予算を 4 月 1 日付けで専決処分させていただいたところでございますが、更に 2 カ月程度の延長を見込みまして、増額計上を行っております。

　　以上、簡単でございますけれども、一般会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） 　　はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

　　本案につきましても、本日即決とさせていただきます。

　　これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 　　じゃあ、お尋ねします。

　　今あの、提案説明がありましたように、5 月 11 日の、いわゆる専決補正の時に、4 月から 7 月までということで、4 カ月ですね。で、今回、ふた月ほどということで、補正が、5 月 11 日の補正が 600 万円です。4 カ月。今回、2 カ月で、その半分の 300 万円。これは、ぴったり計算が合うんだけど、ちょっと、その単価計算ですね。ちょっと確認したいんですけど、というのは、5 月 11 日の補正の時にはね、あの時は、3 人 1 班で 8 日間。それから、22 回という、何か、そういう計算で、600 万円をはじき出してあったみたいですけど、今回は、ちょっと聞いたらその、1 班 2 人、7 日間というのは、まあ、ことも聞いておるんだけど、そのあたりの正確なやつと。

　　当然のことながら、日当は 2,000 円。それから宿泊料 1 万 600 円。それから、交通費。これが、単価 1 人分何ぼで、勿論、1 班 2 人計算だとしたら、何ぼや。8 の何ぼ。16 人か。16 人分になるんか。ことになるんだけど、そのあたりの根拠ですね、そのあたりをお願いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 　　算出の根拠ですけども、普通旅費としたら 2 カ月分で、今、鍋島議員が言われましたように、日当は 2,000 円。それを 9 日間。職員は、引継ぎ等がありますので重複する部分があります。で、予算として見ておりますのは、日当が 2,000 円の 9 日間。それと、新幹線等が復旧しましたので、今、鉄道運賃で計算しております。それが、

1人4万8,500円。で、宿泊料は、1万600円ではなしに、1万700円です。その8日間。これがまあ、1人にかかる経費で、それが、2人が、この9月末までで、約10回。20人分。そういう計算をさせていただいてます。304万2,000円になると思うんですけども、300万。4万2,000円については、端数調整させていただいて300万という形で予算計上させていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

それでね、前回の補正の時点にも、財調基金じゃなくてね、繰越金を、この財源にしとるということで、あの時点では、まだ、出納閉鎖終わってないのにと質問をさせてもらたんやけども、まあ今回、今回も繰越金が、その財源になっております。

で、まあ、もう、22年度決算速報が出ている時期だと思いますのでね、実質収支額、22年度決算は、どの程度見ておるのか。その半分は、財調基金ですから。そのあたり、速報が出ていたらお願いいたします。

議長（矢内作夫君） 分かるか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ちょっと、申し訳ないですけども、実質収支の、まあ出て来ている時期ではあります。決算書を作成して。手元には、ちょっと持ってません。

〔総務課長「はい」と呼ぶ〕

16番（鍋島裕文君） また、後ほど頼みます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） これ、2人ずつがですね、新幹線で1週間ずつ交代。体育館等の避難所の応援ということでございますけれど、向こうに、佐用町の車も持って行っておるとや聞きますけれど、それらのガソリン等も含めてですね、何か、例えば、避難所で、全部事が足りて、物があるんかどうか。佐用町で買うたりするようなことが、あるのかどうかも含めてね、ガソリン代。それは、前渡資金というような格好の中で出されておるんか。ただ、今回は、この、ただ、旅費だけなのか、そこらへんについては、いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 燃料費等については、また項目が違いますので、それについては、現地で今、ガソリン補給、給油等をしております。これについては、今の現計の予算の中で、対応しているということで、後、いろんな消耗品等、現地で、今、調達するという物は、ほとんどありません。被災者の方から、例えば、この夏場、非常に蚊とかハエが多いと。そういう中で、蚊取り線香とか、そういう物を求められた時には、町で対応がするというよりも、そういった呼びかけを町が発信して、そういった、キンチョールでしたら、そういう会社の方から、大量にまあ、送っていただいたりして、そういう物で、避難者にお配りするとか、そういう対応をさせていただいています。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、他に。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。  
これより議案第 83 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 83 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 83 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

---

議長（矢内作夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。  
お諮りをいたします。今期臨時会に付議されました案件は、終了いたしましたので、閉会をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって第 44 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会をいたします。  
町長、最後、あいさつありますか。

町長（庵邊典章君） どうもありがとうございました。それぞれ提案させていただきました議案につきましては、ご承認をいただきまして、ありがとうございました。  
まあ、学校の方もですね、今日から長い夏休みに入っております。  
台風はまあ、無事通過しましたし、今後また、非常に暑い夏。特にまあ、今年は、この電力問題。節電をしなければいけないということで、特に関西電力は、非常にまあ、厳しい状況にあるというふうに、今、報道でも、いろいろと言われております。そういう非常に暑い夏でありますけれども、皆さん方におかれましては、暑さ対策、また、健康に十分気をつけられましてですね、暑い中、元氣にご活躍をいただきますようにご祈念申し上げます。

して、お礼のごあいさつとさせていただきます。  
本日は、誠にありがとうございました。

午前 11 時 20 分 閉会

---